

## 長岡京ガラシャ祭実行委員会マスコットキャラクター「お玉ちゃん」貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長岡京ガラシャ祭実行委員会マスコットキャラクター「お玉ちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出しの対象)

第2条 会長は、広く市民に開かれた次に掲げる行事を開催する団体（構成員が5人以上の団体に限る。）に対して、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 長岡京ガラシャ祭実行委員会または長岡京市が主催、共催又は後援する行事
- (2) 長岡京ガラシャ祭実行委員会または長岡京市が構成団体又は事務局となっている団体が開催する行事
- (3) 国又は他の地方公共団体が開催する行事
- (4) 市内に拠点を置く自治会、PTAその他の公共的団体が開催する行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に会長が適当と認める行事

### (貸出しの申請)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「お玉ちゃん」着ぐるみ貸出申請書を会長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 同一時期に第1項の規定による申請が重複した場合は、先着順とする。

### (貸出しの承諾)

第4条 会長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 長岡京ガラシャ祭実行委員会または長岡京市の信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- (4) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (5) 営利目的や特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援する目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、会長が着ぐるみの使用を不適當と認められるとき。

### (使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大7日間とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び水気のあるところで使用しないこと。
- (5) その他、会長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第8条 会長は、使用者が前条の定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合において、使用者に損害が生じても会長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを紛失、滅失、破損、若しくは汚損した時は直ちに会長に報告し、事由のいかんに関わらず、使用者の責任と負担により、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 着ぐるみを紛失し、又は滅失したときは、市長が指定する専門業者により新たな着ぐるみを作成し、会長に納付すること。
- (2) 着ぐるみを破損、又は汚損したときは、市長が指定する専門業者によるクリーニングまたは修理等の補修を行い、着ぐるみを原状に復した上で会長に返却すること。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。